

平成 21・22 年度  
高崎市公民館運営審議会答申

平成 23 年 3 月 2 日  
高崎市公民館運営審議会

## —— 目 次 ——

諮問文	・ ・ ・ ・ ・	P1
審議会実施報告	・ ・ ・ ・ ・	P2
専門委員会報告・委員に関わる公民館行事	・ ・ ・ ・ ・	P3
答申概要	・ ・ ・ ・ ・	P4
答申		
（１）地区公民館運営推進委員会の機能強化について	・ ・ ・ ・ ・	P5
（２）町内公民館・学校・地域の諸団体との連携・強力について	・ ・ ・ ・ ・	P8
（３）中央公民館老朽化に伴う建替え及び施設整備等について	・ ・ ・ ・ ・	P18
意見具申		
（１）女性職員（公民館主事）配置の早急な増員について	・ ・ ・ ・ ・	P20
（２）ブロック単位での管理職職員の新たな配置について	・ ・ ・ ・ ・	P20
（３）地区公民館運営推進委員会における女性委員の登用促進について	・ ・ ・ ・ ・	P20
<b>【資料】</b>		
平成 21 年度委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	P22
平成 22 年度委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	P23

平成21年9月28日

高崎市公民館運営審議会  
会長 熊倉 浩靖 様

高崎市公民館連絡協議会  
会長 中曽根 史一

合併後の望ましい「高崎市の公民館」の管理・運営推進体制について社会教育法第29条2項の規定に基づき諮問しますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 諮問事項

- (1) 地区公民館運営推進委員会の機能強化について
- (2) 町内公民館・学校・地域の諸団体との連携・協力について
- (3) 中央公民館老朽化に伴う建替え及び施設整備等について

### 2 諮問理由

高崎市は、平成21年6月に吉井と合併によって、人口が約37万人に増加し、面積も459km<sup>2</sup>となり、名実ともに群馬県を代表する大都市となりました。地域の広域化に伴い、生涯学習の拠点である地区公民館の役割がより重要になり、地域の特色を生かし、住民の意見を大切にした公民館運営が問われることとなりました。

こうした状況の中で、それぞれの公民館が教育関係等諸機関・団体と連携・協力しながら、地域に根ざした事業を展開すること、公民館運営推進委員会の協力のもと、地域住民の意向を反映し、より充実した公民館運営を目指すことが求められています。

また、中央公民館の老朽化に伴う建替えについて、施設・設備の整備についても検討協議が必要と思われます。

以上の理由により、現在の高崎市の公民館の取り組みに対して具体的な方策を調査審議のうえ、ご提言をいただきたく諮問いたします。



## 専門委員会実施報告

回	開催日時	開催会場	内 容
第1回	平成22年 11月29日（月） 午後6時～8時	高崎市中央公民館 図書資料室	答申作成について
第2回	12月13日（月） 午後6時～8時	高崎市中央公民館 図書資料室	答申作成について
第3回	平成23年 1月14日（金） 午後6時～8時	高崎市中央公民館 図書資料室	答申作成について
第4回	1月28日（金） 午後6時～8時	高崎市中央公民館 図書資料室	答申作成について

## 委員に関わる公民館行事（群馬県公民館連合会事業）

月 日	会 議 ・ 事 業	場 所
平成21年 9月 8日（火）	群馬県公民館連合会 公運審部会総会	高崎市中央公民館
10月20日（火）	西毛ブロック公民館研究集会	甘楽町文化会館
11月27日（金）	第27回群馬県公民館研究集会 兼 公運審部会全体研修会	前橋市中央公民館
平成22年 9月24日（金）	群馬県公民館連合会 公運審部会総会	高崎市中央公民館
11月17日（水）	西部ブロック公民館研究集会 兼 高崎市公民館研究集会	高崎市文化会館
12月 3日（金）	第28回群馬県公民館研究集会 兼 公運審部会全体研修会	前橋市中央公民館

## 答申概要

高崎市公民館運営審議会は、平成 21 年 9 月 28 日、高崎市公民館連絡協議会（中曽根史一会長）から社会教育法第 29 条 2 項に基づき、3 点の「諮問事項」を提示されました。

- （１） 地区公民館運営推進委員会の機能強化について
- （２） 町内公民館・学校・地域の諸団体との連携・協力について
- （３） 中央公民館老朽化に伴う建替え及び施設整備等について

以来、当審議会は調査、意見交換を重ねてまいりましたが、ここに、諮問事項に即して答申いたします。

また、審議の中で多くの委員からとくに意見が出され、全委員の強い合意が持たれた「女性職員（公民館主事）配置の早急な増員」「ブロック単位での管理職職員の配置」「地区公民館運営推進委員会における女性委員の登用促進」の 3 点に関し、改めて意見具申をいたしました。

なお、当審議会においては、引き続き中央公民館及び 43 の中規模館・地区公民館の事業評価（自己評価）を受け、第三者評価を行いました。

高崎市公民館運営審議会

会長 熊倉 浩靖

## 答申 1 : 地区公民館運営推進委員会の機能強化について

地区公民館は公民館運営推進委員会要綱に基づき、運営推進委員会を開催し、全体的にその機能は果しているといえる。

しかしながら、運営推進委員会が承認をするだけの委員会になっている傾向があるように思われる。

地域（生涯学習）の拠点である地区公民館の役割がより大切となり、公民館運営については地域の意見を取り入れた運営が重要になってきている。

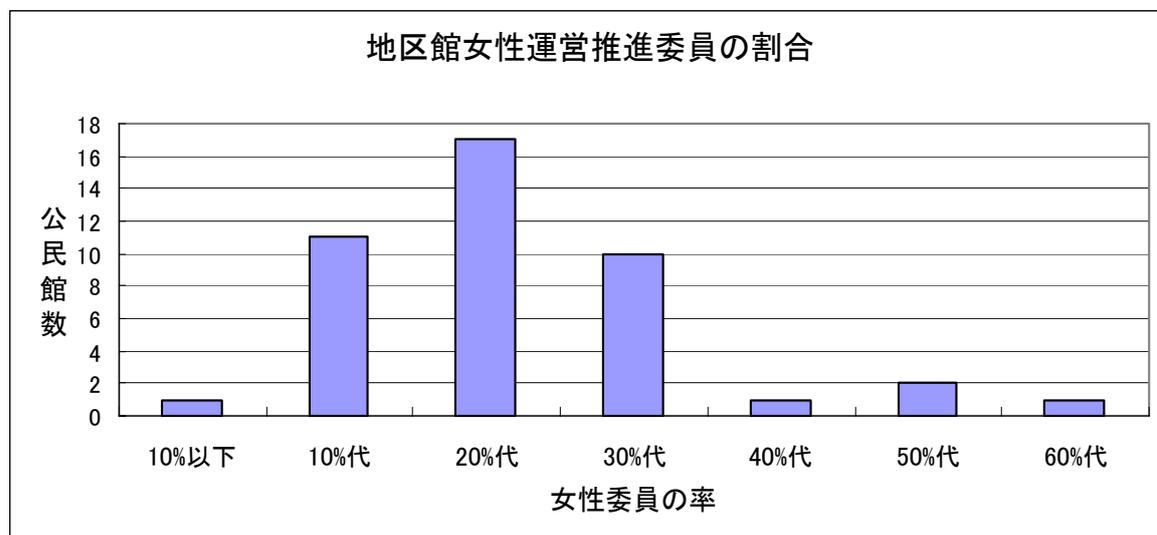
地区公民館においては運営推進員委員会の機能を十分に活用し、住民の期待している公民館運営にしていくことが求められている。

1. 運営推進委員会は、館長、主事から提案された行事計画や事業実績報告などの承認に止めることなく、例えば地域を持続的に発展させ地域の諸課題について対策を構じる等の見地から十分に意見交換をできる委員会であってほしい。

公民館側も運営推進委員に対し情報の提供に努め、十分に意見交換が出来る環境を作ることも必要ではないだろうか。

2. 運営推進委員会は公民館事業、事業実績、利用団体活動や施設に対して、自己評価をしながら委員会を運営していくことも大切ではないだろうか。
3. 運営推進委員会に女性委員の割合が少なく、その割合が20%以下の公民館が15館、21～30%の公民館が14館となっており、女性が30%を超えない公民館がまだ67%もある状況である。

公民館を利用する団体は女性の割合が多く、女性からの提案や意見も反映できるように、女性委員の割合を、市の附属機関等と同じく30%を超えるよう公民館運営推進委員会要綱を十分に活用して検討してほしい。



4. 今年度実施した運営推進委員の強化を目的とした研修会を、最低副委員長まで含めて今後も引き続き実施してほしい。  
また各館は運営推進委員を対象にした独自の研修会を年2回程度開催しスキルアップを図ることに努められたい。
5. 区長会と運営推進委員会と公民館がそれぞれの役割を自覚し、さらなる連携をもっていくことが運営推進委員会の強化にもなり、公民館の運営において役立つのではないか。
6. 委員の推薦について、高崎市公民館運営推進委員会要綱第3条の(5)(7)を積極的に活用されたい。(資料1)
  - (5) 利用団体の構成員ならびに学級及び講座の参加者  
(子育てサークルや青年組織等の若年層からも委員を選出し、子供づれでも会議に参加し易くする)
  - (7) 学識経験者  
(地域の大学・短大、公民館運営審議委員、社会教育委員会議委員などから積極的に選出されることが望まれる)。

## 資料1 高崎市〇〇公民館運営推進委員会要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、高崎市公民館規則(昭和59年高崎市教育委員会規則第9号)第13条の規定に基づき、高崎市〇〇公民館運営推進委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(任務)

**第2条** 委員会は、館長の求めに応じ、公民館における事業の企画実施につき調査審議するとともに、公民館運営に協力するものとする。

(委員)

**第3条** 委員は、30人以内とし、次に掲げる者のうちから館長が推薦し、教育長が委嘱する。

- (1) 区長
- (2) 町内公民館長
- (3) 幼稚園(保育園・保育所)長、小学校長及び中学校長
- (4) 社会教育関係団体の代表者
- (5) 利用団体の構成員並びに学級及び講座の参加者
- (6) 生涯学習推進員
- (7) 学識経験者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

- 2 委員が前条第1号から第4号及び第6号の職を辞したとき、又はその職の任期を終えたときは、委員の職を失うものとする。
- 3 委員は、辞任しようとするときは、教育長に申し出なければならない。
- 4 欠員による後任者の在任期間は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が館長と協議し、年2回以上招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第7条** 委員会に、必要により次の部会を置くことができる。

- (1) 学級・講座部会
  - (2) 地域おこし部会
  - (3) 図書活動部会
  - (4) 広報活動部会
  - (5) 体育・スポーツ部会
  - (6) その他必要な部会
- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
  - 3 部会は、部会長が館長と協議し、随時開催する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

## 答申 2 : 町内公民館・学校・地域の諸団体等の連携・協力について

### 1 町内公民館との連携・協力について

高崎市には教育委員会所管の 44 公民館（条例公民館）の他に、社会教育法第 42 条に規定された「公民館類似施設」に該当する、いわゆる「町内公民館」（自治公民館）が存在する。これは各町内で自主的、自律的に設立・運営されてきた施設で、名称もさまざまである。

#### （1）地区公民館は必要に応じて町内公民館との連携を図ること。

これら町内公民館も条例公民館同様に地域コミュニティの維持と発展に寄与している側面があるので、地区公民館は町内公民館の自律性を尊重しつつ、地域づくりに寄与する側面が認められる場合は連携を図ることも検討してはどうか。

#### （2）町内公民館長に対する研修事業の一層の充実を図ること。

また平成 9・10 年度の高崎市公民館運営審議会答申でもすでに指摘されているように、町内公民館長に対する研修事業を一層充実したものにしていこうことも検討されるべきである。

### 2 部署間の連携協力と、公民館の役割について

#### （1）教育・福祉・文化等関係部署の情報を収集し、それを住民に提供する拠点としての公民館運営をめざすこと。

市役所内部の部署間での連携協力も、さらなる推進を検討してはどうか。地域づくりの拠点、住民自治の拠点として公民館を位置づけるためには、**教育・福祉・文化等の部署と広く連携を図る必要がある。**

特に密接なつながりをもちうると考えられる部署は、以下のとおりである（平成 23 年 4 月 1 日（予定）以降の行政機構に基づく）。

市長公室文化課・地域づくり推進課、市民部市民生活課・人権男女  
共同参画課、福祉部、保健医療部、教育委員会

これらの部署の情報を住民に届け、それらに関連する**学びの機会を提供するためのハブ（拠点）として公民館を位置づけることも、検討する必要があるのではないか。**

中でも、高崎市の場合は**公民館と文化課との関係の中にあいまいさが生まれていることに注意する必要がある。**

高崎市では文化を担当する部署（文化課）は市長公室に置かれているが、いわゆる「平成の大合併」を機に高崎市と合併した旧町村では、文化は教育委員会の管轄であった。その結果、各自治体の文化協会も、高崎市の場合は（教育委員会から離れた）文化課の所管、各町村では教育委員会の所管となっていた。また名称は同一でも、この両協会は加盟団体の種類や活動内容にも相違があった。市町村合併の結果、これら文化協会は統合されたものの、その統合は緩やかなものにとどめられている。

これは生涯学習活動と文化活動との類縁性を示しており、公民館と文化課との部署間連携の必要性を示唆するものだともいえるが、同時に、まずはこの問題を起点に両者の役割を整理していくことが必要ではないかとも思われる。また、市町村合併により広域化した現在の高崎市においては各地域で事情もさまざまに異なっている。**地域の実情に即した部署間連携を進めていく**ことも必要であろう。

## （２）「公民館」という場で市民が実現すべきことについて、 目標を明確にすること。

日本では「生涯学習」という概念が普及する以前から「社会教育」という概念があり、社会の様々な変化に対応し、各人の個性や能力を**生涯の各時期の課題**に応じながら引き延ばすための取り組みとして社会教育が位置づけられていた（昭和 46 年社会教育審議会答申）。しかし昭和 40 年代に家庭教育・学校教育・社会教育の統合として「生涯教育」が謳われるようになり、さらに昭和 56 年や昭和 60 年から 62 年にかけての臨時教育審議会の答申、そして平成 2 年の中央教育審議会（中教審）の答申を経て、生涯教育をその一部として位置づける概念としての「生涯学習」が浸透していった。平成 20 年の中教審答申でこれらの概念の整理が行われたものの、それまでの経緯の中で、現場や学会では両概念の理解をめぐって混乱が生じた。何より現実問題として、「生涯学習」という言葉の対象は、広範囲にわたるものとして理解されていった。平成 2 年の中教審答申には、以下のような記述がある。

生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく人々の**スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動**などの中でも行われるものであること。

（強調太字は引用者による）

この対象の拡散それ自体が問題だということではなく、このような生涯学習活動の表面上の多彩さが際立つことが、そもそもこれら**多種多様な活動を通じて市民が学びとるものとは何か、そしてその学習のために公民館が**でき

ることとは何か、という問題を見えにくくしてしまうおそれがあることが、公民館にとっては問題のように思われる。そのためにも、公民館館長には公民館の役割について、再確認をお願いしたい。

### 3 学校との連携・協力について

#### (1) 地域性・公民館の歴史を生かした教育機関との連携を。

中央公民館の事業では、大学をはじめとする教育機関の教員が多く講座に協力しているが、地区公民館では少ないようである。その中で吉井公民館は、合併前から継続して積極的に多彩な講師を教育機関の協力で活用している。家庭や子どもの地域課題に密着した学習機会を設定しているので、子どもたちの参加率も高い。どの公民館も同じようにいくということではないが、地域性や公民館の歴史を生かした講座の持ち方の一方法を示してくれているのではないだろうか。(資料1・2・3)

#### (2) 地元に住む大学生や子どもたちとの交流の場を。

地区公民館においては、北部公民館や箕郷公民館の「無料中国語教室」「おもしろ理科教室」のように地元に住む大学生や留学生と子どもたちが交流し学び合う場を提供することも必要であると思われる。若い人たちに公民館に来てもらい自分の地域に興味を持ってもらう良い機会になると考えられる。異年齢の集団ができにくい時代であるが、これからは地元に住む学生や小学生の交流の場として公民館が機会を提供することも考えていただきたい。(資料2)

#### (3) 1小学校区1公民館を生かした地道な継続事業で地域の力を。

市の特色である1小学校区1公民館という体制を活かした小学校との事業連携はこれからも大切なものとなっていく。群馬地区における連携は、今までの児童館をベースとしてうまく地区館に変わり小学校区単位で着実に定着しつつある。夏休みの高齢者との「こども囲碁教室」(群馬、堤ヶ岡公民館)や年末の「しめ縄づくり」(群馬、国府公民館)、旧市においても「献上日高米づくり教室」(新高尾公民館)などのように長く継続している事業も多くある。継続事業は、児童と大人が日常的に交流し信頼関係をつくる良い機会となり、安全で安心な地域づくりの力となっていくと考えられる。地道に継続するものを小学校区において大切にしていきたいものである。(資料3)

**(4) 合併を機に、学校と提携した館外学習による地域理解を。**

「ミヤマシジミ観察会」は倉渕の中・高生、青少年が参加した倉渕公民館の事業である。絶滅寸前のミヤマシジミを子どもたちが川をきれいにすることから始めた。貴重な学習と地域理解に役立つこのような観察会の事業へは、他の地区公民館も地元の学校に呼びかけ多くの子どもたちの学習する機会を提供することができるであろう。合併を機に館外学習として、学校や子どもたちを視野に入れた様々な連携の可能性が思索できるようになってきているのではないだろうか。(資料2)

**(5) 子どもの願いや実情を理解しながら、公民館は社会人への準備の場であることの確認を。**

しかし地域においては、なかなか子どもが公民館に来てくれないという実情がある。これは公民館だけでなく育成会などの子どもの地域活動が全般的に抱えている問題でもある。これからは、PTA・育成会とも協力しつつ、子どもの願いは何なのか心を汲み取りながら学習機会を設定していく必要があるだろう。

公民館は、子どもを一人の人間として迎えてくれる社会人への準備をする学びの場であることを確認して事業に繋げていただきたい。

**資料2・高崎市中央公民館事業実績より**

- ・「私のブログレベルアップ講座」高崎商科大学附属高校
- ・「アミーゴ5」市立養護学校・群馬社会福祉大学
- ・「おひさまママと大地のパパ講座」育英短期大学保育学科学生による託児ボランティア
- ・「思春期のわが子へ」東京福祉大学
- ・「新高崎伝統食文化」明和学園短期大学・桐生大学短期大学部
- ・「子育てサポート講座」育英短期大学
- ・「社会教育実習生受け入れ」高崎経済大学
- ・「公民館職員研修（館長主事合同研修）」高崎経済大学

**資料3・高崎市の中規模公民館及び地区公民館事業実績より**

**大学（学生）との連携**

- ・高崎経済大学の社会教育実習生20名を1～2人ずつ2日間にわたって受入（14地区公民館）
- ・高崎経済大学留学生による「無料中国語教室」（北部公民館）
- ・群馬大学教育学部学生による「おもしろ理科教室」（箕郷公民館）

### 小学校・中学校・高校との連携

- ・八幡まちづくり作文と絵画募集（八幡公民館）
- ・献上日高米づくり教室（新高尾公民館）
- ・子どもの目から倉賀野を見よう（倉賀野公民館）
- ・昔のあそび体験教室（西部公民館）
- ・昔遊びふれあい体験教室（寺尾公民館）
- ・しめ縄づくり（国府公民館）
- ・なつやすみ こども囲碁教室（堤ヶ岡公民館）
- ・市民講座で小・中吹奏楽の発表（矢中公民館）
- ・身近なことから環境を考えよう（寺尾中 寺尾公民館）
- ・「ミヤマシジミ観察会」（中・高生・青少年 倉渕公民館）
- ・「中学生・高校生向け新聞の読み方教室」（新町公民館）

学校の施設利用については、26講座あり体育館（芸能祭・映画会）、校庭（町民運動会・グランドゴルフ）、パソコン室などがある。

### 資料4・吉井公民館の学校との連携

- ・「おもしろ科学教室」現職の理科教員が中心の団体サイエンスインストラクターの会の指導で、子どもと保護者を対象に科学に対する興味を持たせ、楽しく効果的に学習させている。県生涯学習センターとの共催。年3回実施され小学生にとって満足度の高いものとなっている。
  - ・子ども居場所教室「国際理解教室」小学4～6年生を対象。親しみのある童話や遊びを題材に学習し外国語と異文化理解への動機付けをしている。在日英国人、国際山岳ガイドが講師として指導。
- 「子ども夏休みポスターの描き方教室」デザイン&コンピューター専門学校講師の指導。ポスターコンクールに応募し受賞者を出している。人気度の高い講座で、21年度はわずか20分で定員を満たし別日程でクラスを増設した。小学3～6年生を対象。

### 参考

- 「平成21年度 公民館事業実績報告」（平成22年2月第4・5回高崎市公民館運営審議会資料）
- 「平成21年事業報告 高崎市の公民館」（高崎市公民館編集委員会）
- 「平成22年度 第1回 高崎市吉井公民館運営推進委員会」（高崎市吉井公民館）

## 4 地域の諸団体等との連携について

### (1) はじめに

市民をとりまく社会的条件は、急激な世の中の変容と共に、合併から中核市移行とさらなる変化が進行している。平成に入ると地方分権一括法など法的にも大きく変遷した。言い換えると、**地方の時代＝地域の振興が地域の人々の手に委ねられた時代**が到来してきているのではないだろうか。また、**〈連携〉**とは人と人との絆の回復という側面でもある。

公民館事業の価値観は必ずしも計量可能な側面ばかりではない。多様なく**〈連携力〉**を高めることは、事業発展の大きな要素と考える。本市は、ハード面においては、原則1小学校区1公民館体制を推進してきた。そうした特徴的先進性を、**大きくソフト事業に開花させる時代**がやってきたとみられる。

### (2) 課題

運営方針や重点施策のなかで88.6%の館が地域諸団体との**〈連携〉**を掲げているが、連携の対象となる諸団体の**ブロック分けは千差万別**で(資料5)、公民館のブロック体制と微妙に違っている場合が多く、公民館職員には、これら**ブロックの差異を認識したうえで諸団体の長との交渉を弾力的に対応する必要**が生じている。また、資料6からは、各館における地域連携の推進は職員の個人的力量向上を求めていると見られるが、その平準化ないし**全体としてのレベルアップをどう保障するか**は、全市的な課題でもある。

### (3) 公民館ブロック体制・ブロック長の強化・充実

そうした観点から見て、広域化した地域において、各地域の特色を生かした事業の展開は、各ブロック内外での有機的、弾力的連携が基盤となる。地域住民の知恵と潜在力を引出し、それらを館運営の更なる躍進に繋げたい。

中央館のリードの元に各館が課題の共通理解を形成でき、それらを地域諸団体との連携に繋げていくためにも、**各館での取り組みを支えるブロック長が如何なくリーダーシップが発揮できる体制が必要**である。地域連携強化、広域性と地域性を繋ぐ鍵はブロック体制にある。

そのためには、**ブロック長のあり方を充実・強化していく必要がある**。

各諸団体の現状からみても、**現行各館主事体制に加えて係長級のブロック長の配置は不可欠な事項と考えられる**。重点課題として位置づけられたい。意欲ある職員の活躍を醸成できる場の条件整備を実施し、ブロック内が相互に刺激し合うと共に、各館の知恵を集約しつつ、世の中の転換・変化が良い方への道であることの模索を丹念に続けてほしい。

資料 5

◎主な団体のブロック体制		
〔区長会〕		
高崎地域	中央ブロック	中央 北 南 東 西 城南 城東
	東ブロック	塚沢 大類 東部 岩鼻 京が島 滝川
	西ブロック	片岡 (寺尾・城山) 乗附 豊岡 (八幡・西部・鼻高)
	南ブロック	佐野 中居 南八幡 倉賀野 矢中
	北ブロック	(六郷・北部) 新高尾 中川 長野 浜尻
倉渕地域	倉渕ブロック	
箕郷地域	箕郷ブロック	
群馬地域	群馬ブロック	
新町地域	新町ブロック	
榛名地域	榛名ブロック	
吉井地域	吉井ブロック	
〔体育振興会〕		
高崎地域	1ブロック	中央 北 南 東 西 城南
	2ブロック	塚沢 城東 大類 東部 中居 矢中
	3ブロック	六郷 新高尾 中川 長野 北部 浜尻
	4ブロック	八幡 豊岡 西部 鼻高
	5ブロック	片岡 寺尾 乗附 城山
	6ブロック	佐野 南八幡 倉賀野 岩鼻 京ヶ島 滝川
倉渕地域	※ 合併地域は体育協会を体育振興会と名前を変えたが、従来どおりの活動を展開しており、事務局は各支所教育課に置いている。現在、一本化に向け調整している。	
箕郷地域		
群馬地域		
新町地域		
榛名地域		
吉井地域		
〔民生委員〕		
中央ブロック	中央 北 南 東 西 城南 城東	
東ブロック	塚沢 大類 東部 岩鼻 京が島 滝川 新町	
西ブロック	片岡 (寺尾・城山) 乗附 豊岡 (八幡・西部・鼻高) 倉渕 榛名	

南ブロック	佐野 中居 南八幡 倉賀野 矢中 吉井
北ブロック	(六郷・北部) 新高尾 (中川・浜尻) 長野 箕郷 金古 国府 堤ヶ岡 上郊
〔環境保健委員〕 ※ブロック体制なし	
35地区	中央 北 南 東 西 城南 城東 塚沢 大類 東部 中居 矢中 (六郷・北部) 新高尾 (中川・浜尻) 長野 (八幡・西部・鼻高) 豊岡 (片岡 寺尾 乗附 城山) 佐野 南八幡 倉賀野 岩鼻 京ヶ島 滝川 倉渕 箕郷 金古 国府 堤ヶ岡 上郊 金古南 新町 榛名 吉井
〔PTA連合会〕	
1ブロック	倉渕東 倉渕中央 倉渕川浦 下室田 中室田 上室田 里見 久留馬 下里見 宮沢
2ブロック	箕輪 車郷 箕郷東 金古 国府 堤ヶ岡 上郊 金古南 桜山
3ブロック	吉井 吉井西 多胡 入野 馬庭 南陽台 岩平
4ブロック	岩鼻 京ヶ島 滝川 大類 矢中 新町第1 新町第2
5ブロック	片岡 寺尾 乗附 城山 南八幡 倉賀野
6ブロック	八幡 豊岡 西部 鼻高 長野 六郷 北部
7ブロック	佐野 塚沢 東部 中居 新高尾 中川 城東 浜尻
8ブロック	中央 北 南 東 西 城南
〔地区青少年問題協議会〕 ※ブロック体制なし	
各小学校区に設置	
〔青少年健全育成推進委員会〕 ※ブロック体制なし	
各中学校区に設置	
〔公民館〕	
1ブロック	城址 北 南 東 西 城南 城東
2ブロック	佐野 塚沢 東部 中居 矢中
3ブロック	六郷 新高尾 中川 長野 北部 浜尻 箕郷
4ブロック	八幡 豊岡 西部 鼻高 倉渕 榛名
5ブロック	片岡 寺尾 乗附 城山 南八幡 吉井
6ブロック	倉賀野 岩鼻 京ヶ島 滝川 大類 新町
7ブロック	群馬 金古 国府 堤ヶ岡 上郊 金古南足門

## 5 公民館図書室と図書館の連携・協力について

### (1) はじめに

公民館図書室は“**子どもの集う場**”として**最適**である。

本市は心豊かな子どもたちの成長を願い図書活動を充実させる為の事業に取り組んできた。(93%の館が実施)

これからの公民館図書室あり方を展望する時、公民館図書室が市内図書館サービス網(資料7)を充分利活用し、地域の本棚としての役割を果たすと共に、地域の特性を生かした多様な事業展開へと増々躍進していくことが強く望まれる。そのための、公民館と図書館、**社会教育施設同士相互の連携**を期待するものである。

### (2) 職員研修体制の確立

公民館と図書館は同じ社会教育法上の理念に基づいているが、機能の異なる施設である。

図書館は本等により、主として**個人利用者**を相手とし、例えば「幼児に最初に与えるのはどんな本がいい？」と言うような疑問(レファレンス)に答えていくのが、主たる業務である。それらを維持するため、図書館サービス網(資料7)がすでに形成されているのである。

**個人利用者が主である図書館**に対し、集い・学ぶ集団学習を基本とする公民館との基本的な違いはここにある。だからこそその連携である。

図書館の特性・機能を公民館事業に充分利活用し、地域の本棚として「**おじいちゃん・おばあちゃん・おとうさん・おかあさんが子どもの手を引いて、たびたび訪れる公民館**」を目指せるものと確信する。

そのためには、従来実施してきた図書ボランティア育成事業だけではなく「**公民館図書室のあり方についての職員研修**」は必須である。重点研修項目として位置づけられたい。

### (3) 子ども読書推進計画の策定について

合併協議の中では「平成24年度を目途に推進計画を策定…」という事項であり、担当は社会教育課生涯学習であった。

今後、策定にあたっては、社会教育現場である**公民館・図書館の意見を充分反映**させることと。特に**相互の有機的連携**等に配慮されるよう申し入れていただきたい。

## 資料 6

### 図書館間の事業提携について

○図書館間はすでに事業提携されている



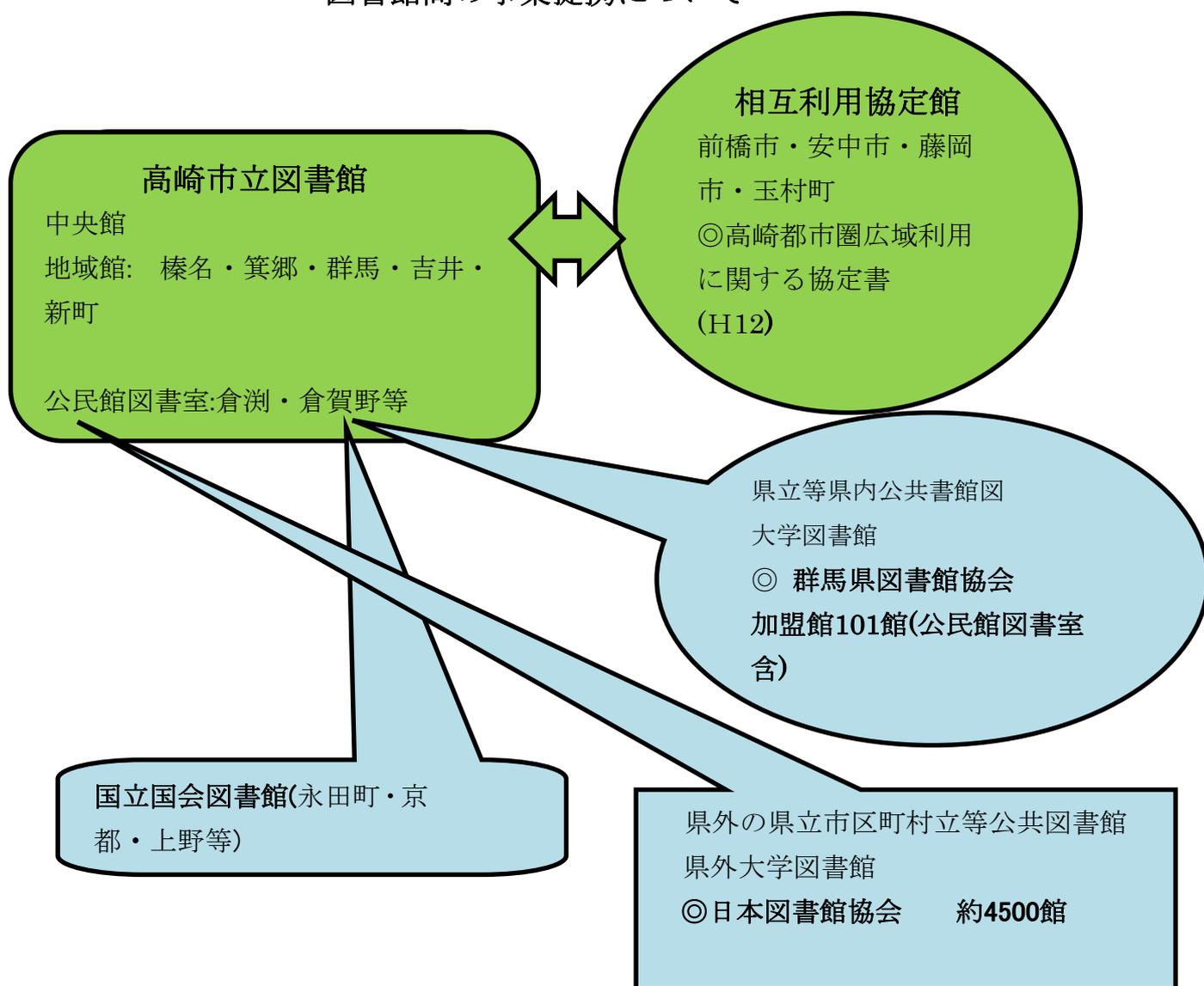
各市各町と相互利用協定が締結されており、高崎市民と同等のサービスが受けられる。逆も可。

インターネット予約:インターネットや携帯電話から予約できるサービス

**相互貸借**:例えば国会図書館等から各図書館貸出す業務

レファレンス:利用者の様々な質問対応し、資料よる問題解決へと導く事業

### 図書館間の事業提携について



## 答申 3 : 中央公民館老朽化に伴う建替え及び施設整備等について

### 1 基本的な考え方

中央公民館は、従来、2つの異なる機能を同時に果たしてきた。

1つは、中央公民館固有の機能と言える各地区館への指導・助言及び管理で、地区館の館長・主事・公民館運営推進委員等への研修、個々の地区館では実施が難しい全市的事業ないし試験的事業の実施である。この機能は、中央公民館の施設更新に伴い一層強化されることが望まれる。

2つは、中央地区の地区館の代替事業で、この代替機能は一部なお維持されているが、南、東、城址、北の各地区館が整備されたことを踏まえ、中央公民館の施設更新にあたっては原則不要の立場に立つ決断が必要と見られる。

他方、本市公民館体制の特長は、原則1小学校区1公民館の体制にあることで、中核市以上のみならず、人口20万人以上都市としては全国ほとんど唯一の体制である。この体制を一層強化することが、中央公民館の施設更新と一体となって進められることを強く求める。

### 2 中央公民館の施設更新課題

基本的な考え方に示した通り、本来機能（各地区館への指導・助言及び管理、地区館の館長・主事・公民館運営推進委員等への研修、個々の地区館では実施が難しい全市的事業ないし試験的事業の実施）の強化更新にふさわしい施設規模、立地、施設更新がのぞまれる。その観点に立てば、全市的規模での関係者の集まりが可能な立地と施設内容が不可欠となる。そのための関係部局の十分な意見調整が求められる。

立地としては、現地での建替えが第一案と見られるが、文化会館・少年科学館が必要とする駐車場の確保等を考慮すれば、必ずしも現地建替えに拘泥する必要はないと見られる。例えば、東小学校隣接地なども、駐車場確保の観点からも検討の余地がある。

### 3 高崎市の特長を生かした地区館体制の早急な整備・確立

中央公民館の老朽化対応と共に、ある意味では、それ以上に大切なのは、高崎市公民館体制の特長であり、全国に誇れる体制である原則1校区1公民館体制を全市的に早急に整備・確立すると共に、設置年が古いために老朽化し耐震上問題のある館等の施設更新が強く求められる。そのために必要とあるならば、中央館施設更新のために検討されている合併特例債等を適用することも検討されたい。なお、施設整備にあたっては、旧・群馬町地区の地区館整備の前例に習い、可能な限り現有施設の更新、施設替えで対応されることを望む。

具体的には、以下を検討されたい。

1. **高崎地域** 老朽化し耐震上問題のある館等の施設更新：南八幡地区館等  
人口がなお増えている佐野地区、東部地区での第2地区館検討
2. **倉渕地域** 小学校統合に伴い1館体制とし、小栗の里整備事業で整備
3. **群馬地域** 桜山校区公民館
4. **新町地域** 駅南地区（新町第二校区）公民館
5. **箕郷地域** 現箕郷公民館は箕輪地区館とし、車郷校区、箕郷東校区内に  
各1館がスタイルであるが、地域の事情に十分配慮する必要がある。
6. **榛名地域** 下里見地区に続き、室田地区（3つの小学校区に1つ）、  
久留馬校区に各1館：大字会館等の施設替え等  
現榛名公民館は里見地区館とすることが考えられる。
7. **吉井地域** 7小学校区があるが、地域の意志に従い、以下が想定される。  
現吉井公民館：吉井校区・多胡校区対応  
吉井西部コミュニティセンターの施設替え：吉井西校区・岩平  
校区対応  
吉井町コミュニティセンターの施設替え：入野校区  
旧馬庭幼稚園の施設替え：馬庭校区  
旧南陽台幼稚園の施設替え：南陽台校区

## 意見具申 1 : 女性職員（公民館主事）配置の早急な増員について

43 の中規模館・地区公民館がありながら、現在、女性館長は 0 人、女性公民館主事は 1 人のみとなっている。

男女共同参画の一般論においても論外と言える低い配置率であるが、さらに公民館が地域住民の集い・学び・繋ぎの場であることを想うと、少子高齢社会における女性の重要性が全く意識されていないと言わざるをえない。

館長は地域事情もあるが、主事は市・教育委員会の政策判断・人事で行えるものであり、早急な改善が求められる。

高崎市役所全体において女性職員率（正規職員では 30%程度、全国的な平均は 40%前後）・女性管理職率（係長職以上で見て高崎市は 10%強、全国的な平均は 20%弱）が低いことも是正されるべきであるが、市民生活に密着した公民館において、最低でも市役所全体の数値程度の女性職員（公民館主事）の登用・配置を計画的かつ早急に行われることを強く意見具申する。

## 意見具申 2 : ブロック単位での管理職職員の新たな配置について

次長職から一般職への切り替えは予想以上に順調に進んでおり、各地区の評判も悪くない。合わせて、中央公民館に指導担当の管理職職員が複数配置され、各公民館の指導・補完に当たっている体制は評価できるが、1 公民館 1 主事の体制で新・高崎市生涯学習推進計画で示された公民館の役割を果たすことは、あまりにも負担が大きく、かつ、公民館主事不在の事態を招きかねない。

答申本文（(2) 町内公民館・学校・地域の諸団体との連携・強化について）でも強調したが、**ブロック単位で 1 名ずつ管理職職員を新たに配置**され、公民館に課せられた役割が円滑かつ効果的に進められる体制となることを期待する。

### **意見具申 3：地区公民館運営推進委員会における 女性委員の登用促進について**

答申本文（（1）地区公民館運営推進委員会の機能強化）でも強調したが、地区公民館運営推進委員会における女性委員の率は23～24%にすぎず、委員4人に1人にも達していない。とくに、旧・高崎地区における女性委員比率は20%前後と、5人に1人という状態である。

少子高齢社会の中でのコミュニティ活性化の基盤となり、地域住民の集い・学び・繋ぎの場である公民館の運営に深く関わる地区公民館運営推進委員会における女性委員の率を、最低でも高崎市附属機関等の女性委員の登用目標30%とすることを強く意見具申する。

その方法、アイデアは答申本文で示した通りであるが、性別、年代、職種等の多様性の確保こそ、地域活性化の原点であることを意識されたい

平成 21 年度 高崎市公民館運営審議会委員名簿

第 1 号委員（学校教育の関係者）

No.	氏 名	団体・役職等	備 考
1	山崎 貞幸	高崎市立北小学校長	

第 2 号委員（社会教育の関係者）

2	江原 容子	高崎市地区婦人会連合会書記	
3	柴山 八千代	高崎市長寿会連合会副会長	
4	小此木 正信	高崎市 P T A 連合会会長	
5	福村 平八郎	高崎ユネスコ協会会長	
6	清水 勝美	高崎市区長会会計	
7	荻原 馨	高崎市国際交流協会事業部会長	副会長

第 3 号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）

8	佐塚 公代	育英短期大学准教授	
---	-------	-----------	--

第 4 号委員（学識経験のある者）

9	熊倉 浩靖	群馬県立女子大学群馬学センター 副センター長准教授	会長
10	友岡 邦之	高崎経済大学地域政策学部准教授	
11	吉村 晴子	ガールスカウト日本連盟監事	
12	木村 純章	市議会教育常任委員長	
13	原田 章二	倉渕地区選任委員	
14	大野 英儒	箕郷地区選任委員	
15	狩野 あをい	群馬地区選任委員	
16	新井 實	新町地区選任委員	
17	樋口 勝廣	榛名地区選任委員	
18	高橋 昌佑	吉井地区選任委員	

第 5 号委員（公募した市民）

19	荒木 みよ子		
20	竹内 千寿子		

平成 22 年度 高崎市公民館運営審議会委員名簿

第 1 号委員（学校教育の関係者）

No.	氏名	団体・役職等	備考
1	山崎 貞幸	高崎市立北小学校長	

第 2 号委員（社会教育の関係者）

2	江原 容子	高崎市地区婦人会連合会	
3	柴山 八千代	高崎市長寿会連合会副会長	
4	小此木 正信	高崎市 P T A 連合会顧問	
5	樋口 克己	高崎ユネスコ協会副会長	
6	高橋 映二	高崎市区长会会計	
7	荻原 馨	高崎市国際交流協会事業部会	副会長（専門委員）

第 3 号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）

8	佐塚 公代	育英短期大学教授	専門委員
---	-------	----------	------

第 4 号委員（学識経験のある者）

9	熊倉 浩靖	群馬県立女子大学群馬学センター副センター長准教授	会長（専門委員）
10	友岡 邦之	高崎経済大学地域政策学部准教授	専門委員
11	吉村 晴子	ガールスカウト日本連盟監事	
12	後閑 賢二	市議会教育常任委員長	
13	原田 章二	倉渕地区選任委員	
14	大野 英儒	箕郷地区選任委員	
15	狩野 あをい	群馬地区選任委員	専門委員
16	新井 實	新町地区選任委員	
17	樋口 勝廣	榛名地区選任委員	専門委員
18	高橋 昌佑	吉井地区選任委員	専門委員

第 5 号委員（公募した市民）

19	荒木 みよ子		専門委員
20	竹内 千寿子		専門委員